

周南市の政策推進における組織の役割を定める条例の一部を改正する条例制定について

周南市の政策推進における組織の役割を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月3日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市の政策推進における組織の役割を定める条例の一部を改正する条例

周南市の政策推進における組織の役割を定める条例（平成24年周南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号を次のように改める。

- (1) 総務部
- (2) 企画部
- (3) 財政部
- (4) シティネットワーク推進部
- (5) 地域振興部
- (6) 環境生活部
- (7) こども・福祉部
- (8) 健康医療部
- (9) 産業振興部
- (10) 建設部
- (11) 都市整備部

第3条第2項第1号から第11号までを次のように改める。

- (1) 総務部

ア 組織全体に係る事務の管理及び環境の整備により、円滑かつ安定的な行政運営を推進する。

イ 組織における法務及びコンプライアンスの取組を統括し、適正かつ公平な行政運営を推進する。

ウ 人材確保、人材育成及び人材活用を効果的に実施するとともに、より良い職場環境づくりを促進することにより、組織力の強化を推進する。

エ 防災意識の高揚、自主防災体制の強化及び総合的な防災対策の構築により、災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 企画部

ア 政策の企画及び総合的な調整を図り、本市のまちづくりを計画的に推進する。

イ 情報管理システムの安全性及び信頼性を確保し、適正な運用を図るとともに、ICTの効果的な活用により、行政サービスの向上を図り、事務の効率化を推進する。

ウ 公共施設の再配置に取り組むとともに、総合的かつ統括的なマネジメントを推進することにより、市有財産の適正管理及び有効活用を図る。

(3) 財政部

ア 将来を見据えた安定的な財政運営の推進並びに施策及び事務事業の継続的な改善により、持続的な行政サービスを提供し、健全な財政基盤を確立する。

イ 適正な市税の賦課により、安定的な自主財源を確保する。

ウ 市税、国民健康保険料等の円滑な徴収及び債権の適正管理を推進することにより、市民負担の公平性を確保し、財政健全化を図る。

エ 入札・契約等の総合調整、技術指導により適正な履行を確保するとともに、公正・公平な契約制度の運用を図る。

(4) シティネットワーク推進部

ア 幅広い広聴活動に取り組み、市民と行政が相互理解を深め、市民の声を生かすことにより、誰もが幸せを実感できるまちづくりを推進する。

イ わかりやすく正確で時宜にかなった広報活動に取り組み、市民の市政への理解を深めるとともに、情報共有を推進する。

ウ 本市の魅力や情報を市内外に積極的かつ戦略的に発信し、多様なネットワークを形成することにより、郷土に対する誇り及び愛着度を深め、人口の定住・

定着につなげるとともに、交流・関係人口の創出・拡大及び経営資源の拡充を図り、まちづくりを効果的に推進する。

(5) 地域振興部

ア 地域コミュニティ活動及び市民活動の支援により、自主的主体的な地域づくりを推進する。

イ 地域の実情に即して、総合的な中山間地域づくりを推進する。

ウ 優れた芸術・文化にふれる機会の提供等により、市民文化の向上を図る。

エ スポーツ環境の充実等により、スポーツ活動への参加促進及び競技力の向上を図る。

オ 地域資源を活用したツーリズム、観光基盤等の充実により、交流人口の拡大及びコンベンションシティを推進する。

カ 姉妹都市との交流及び国際交流の場づくりにより、国際化社会に向けた意識の醸成を図る。

キ 魅力ある動物園に向けて施設及び企画運営の充実を図り、交流の場及び自然環境を学習する場等を提供する。

(6) 環境生活部

ア 公害防止、生態系の保全、自主的な環境活動等の促進により、環境汚染の防止並びに自然環境の保全及び継承を図る。

イ 省資源・省エネルギー対策の総合的な推進及び新エネルギーの利用促進により、環境負荷の少ない社会の形成を促進する。

ウ ごみの再資源化・減量化の促進その他の総合的な廃棄物対策の推進により、循環型社会の形成を促進する。

エ 戸籍、住民登録等の窓口サービスを充実し、市民満足度の高い行政を推進する。

オ 交通安全、防犯、野犬等の対策の充実を図ることにより、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進する。

カ 市民一人一人の人権が尊重されるまちの実現を目指し、人権尊重を踏まえた行政を総合的に推進する。

キ 性別に関わりなく個性及び能力を發揮できる社会づくりに取り組むとともに、女性が活躍できる環境整備を推進する。

(7) こども・福祉部

- ア 結婚並びに妊娠、出産及び子育てに対する切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備することにより、少子化対策、児童福祉及び母子保健の充実を図る。
- イ 総合的な福祉サービスを提供できる地域福祉推進体制並びに相談及び支援体制を整備することにより、市民福祉の充実を図る。
- ウ 生活困窮者への支援により、自立を助長するとともに、社会援護の充実を図る。
- エ 高齢者に対する支援体制の推進及び日常生活の支援により、高齢者福祉の充実を図る。
- オ 介護保険のサービス提供及び支援体制の整備により、介護保険の充実を図る。
- カ 障害者に対する支援体制の推進及び日常生活の支援により、障害者福祉の充実を図る。

(8) 健康医療部

- ア 健康に対する意識の啓発及び保健指導により、市民の健康づくりを推進する。
- イ 地域の医療施設並びに地域医療体制及び救急医療体制の整備により、市民の信頼に応える医療サービスの充実を図る。
- ウ 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度を適正に運営し、安定的な社会保障制度の充実を図る。

(9) 産業振興部

- ア 周南コンビナートの更なる強化を推進するとともに、企業立地を促進し、地域の商工業等を支える中小企業等の経済活動を支援する。
- イ 本市に蓄積された技術及び人的・物的資源を最大限に活用し、新たな産業の創出を図るとともに、起業・創業活動を支援する。
- ウ 女性や若者、高齢者等の多様な働き方を拡充し、市内産業の持続的発展に向けて雇用の確保・拡大を図る。
- エ 公民が連携して中心市街地の活性化に資する事業に取り組み、魅力ある中心市街地として再生・充実を図る。
- オ 農林水産資源の適正管理及び生産基盤の整備を図るとともに、多様な担い手の確保・育成に取り組み、生産体制の強化及び販路拡大を推進することにより、

持続可能な農林水産業を構築する。

カ 農林漁業者等が農林水産物の生産・加工・販売を一体的に行う6次産業化を推進し、女性や若者が活躍できる場を創出する。

(10) 建設部

ア 幹線道路網及び生活道路・橋りょうの整備促進並びに適正な維持管理により、安心・安全・快適な道路環境づくりを推進する。

イ 河川・排水路の整備並びに土砂災害対策及び港湾事業の推進により、災害から市民を守り、安心して暮らせるまちづくりを推進する。

ウ 公営住宅の整備・充実並びに多様化するライフスタイルに対応した住宅への支援及び空家対策等の推進により、住宅環境の整備を図る。

エ 地域特性に配慮し、親しみやすく、便利かつ安全な公共建築物の整備を図る。

(11) 都市整備部

ア 計画的な市街地の形成及び公共交通の充実を図り、良好で利便性の高いまちづくりを推進する。

イ 建築確認の審査、開発行為の許可、違法建築物への指導等を行うことにより、安全で秩序あるまちづくりを推進する。

ウ 公園、緑地等の充実及び都市全体の緑化に努めることにより、うるおいのある都市空間の創造及び花とみどりのまちづくりを推進する。

エ 市街地の整備を推進することにより、安全で快適な市街地の創造を図る。

第3条第2項第15号を次のように改める。

(15) 教育委員会事務局

ア 市民の自主的・継続的な学習活動の支援及び文化財の保護・活用を図るとともに、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもを見守り育てる活動を進めることにより、生涯学習社会の形成を促進する。

イ 学校・家庭・地域の連携により、児童生徒一人一人の特性、能力及び学力を伸ばし、これからの社会を力強く「生き抜く力」を育む教育を進めるとともに、教育環境を充実することにより、学校教育の充実を図る。

ウ 学校給食の充実を図り、食育を推進することにより、児童生徒の心身の健康を保持増進し、健康で明るい学校生活を支援する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。